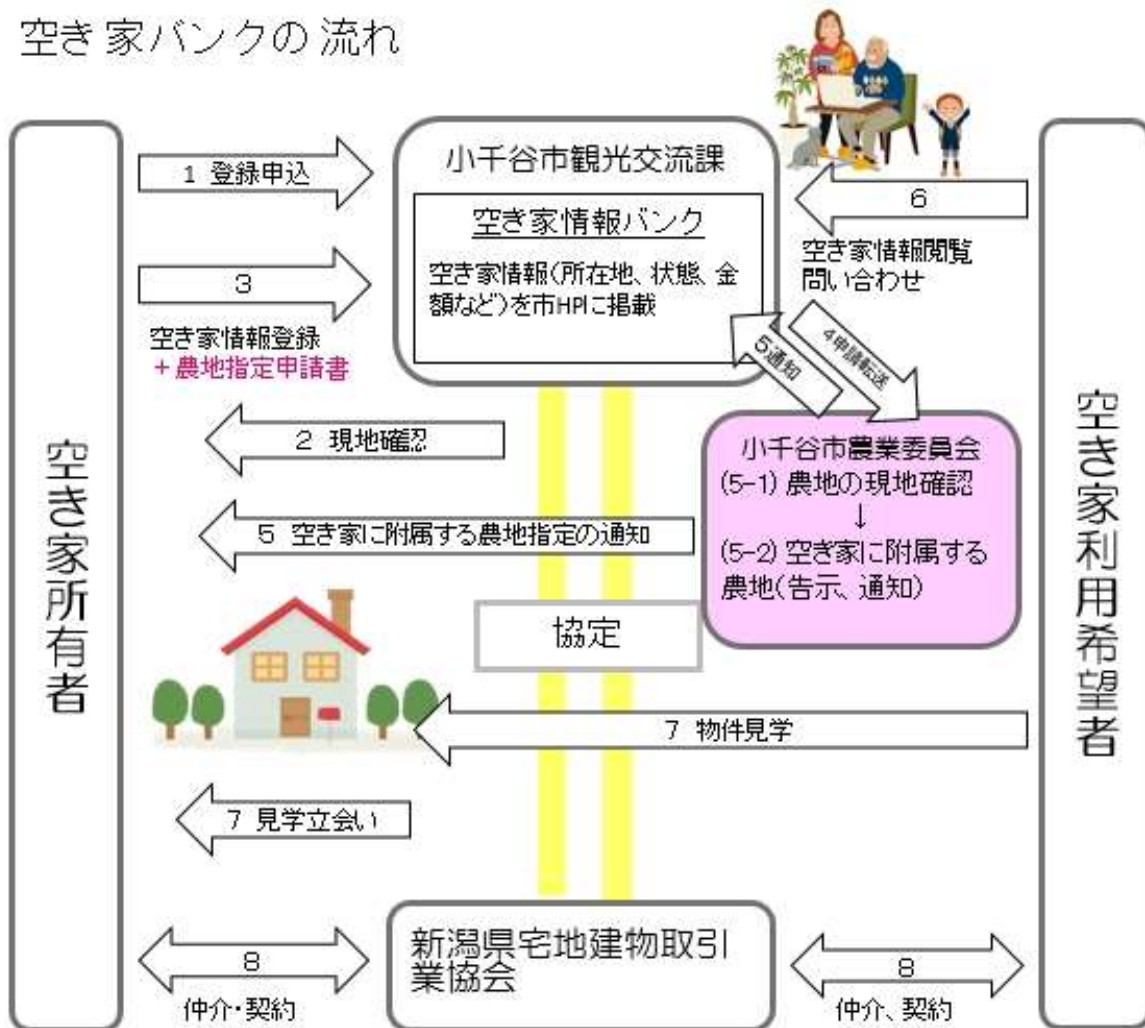


小千谷市農地つき空き家取得制度について（概要）

空き家情報バンク登録物件を売買又は賃貸借される場合、空き家と農地をセットで取得できる制度です。



空き家バンクの流れ



農地法による農地取得までの流れ

空き家の仲介・契約確定後、農業委員会事務局へ農地法第3条許可申請書を提出（毎月10日〆切）



農業委員会総会において審議（毎月25日）



許可の場合、総会から1週間以内に事務局から許可書交付の連絡
（貸借のときは、許可書の受領で手続き完了）




（売買のときのみ）法務局で所有権移転登記



注意事項

- 1 農地つき空き家とは、あらかじめ小千谷市農業委員会が認定した「遊休農地」です。
- 2 遊休農地ではない農地は、本制度の対象外です。
- 3 山林原野化した農地は、小千谷市農業委員会での必要な手続きを経た後に、「非農地通知」あるいは「非農地証明書」を交付します。これにより、地目変更登記後に所有権移転登記ができます。
- 4 **権利取得された農地は、全て管理(耕作)してください。**

➤ 農地や農業のことでお困りのときのお問い合わせ先

相談内容	お問い合わせ先	電話番号
農地の売買や貸借について	小千谷市農業委員会事務局	0258-83-3510
空き家情報バンクについて	小千谷市観光交流課	0258-83-3512
水稲・畑作物栽培について	越後おぢや農協 総合営農経済センター	0258-83-3424
	新潟県長岡地域振興局 農林振興部普及課小千谷分室	0258-83-0821
	地域の農業委員 農地利用最適化推進委員	 委員名簿はHPに公開 くわしくは農業委員会事務局へ
就農・規模拡大について	小千谷市農林課農政係	0258-83-3510
農業共済について	新潟県農業共済組合魚沼支所	025-792-7077
登記について	新潟地方法務局長岡支局	0258-33-5510